

独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

社会福祉法人 賛育会
理事長 小堀 洋志 殿

大光監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士

尾岡保夫 

<財務書類の監査>

当監査法人は、社会福祉法人 賛育会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28(2016)会計年度の清風園拠点区分、第二清風園拠点区分、東海清風園拠点区分、相良清風園拠点区分、マイホーム新川拠点区分及び賛育会病院拠点区分の資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表並びに計算書類に対する注記（以下これらの監査の対象書類を「財務書類」という。）について監査を行った。

財務書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して財務書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び適用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するものではないが、当監査法人はリスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類に対する監査意見

当監査法人は、上記の財務書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人 賛育会の清風園拠点区分、第二清風園拠点区分、東海清風園拠点区分、相良清風園拠点区分、マイホーム新川拠点区分及び賛育会病院拠点区分の平成28会計年度の資金収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜その他の貸借対照表に対する意見＞

当監査法人は、社会福祉法人 賛育会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28(2016)会計年度の上記の財務書類以外のその他の拠点区分の貸借対照表（以下「その他の貸借対照表」という。）について、様式の妥当性及び金額の残高明細表等との整合性の検証を行った。

その他の貸借対照表に対する理事者の責任

理事者の責任は、その他の貸借対照表を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠した様式とするとともに、金額は残高明細表等と整合して作成することにある。

監査人の責任

当監査法人は、その他の貸借対照表が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠した様式であり、金額は残高明細表等と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

その他の貸借対照表に対する意見

当監査法人は、上記のその他の貸借対照表が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠した様式であり、金額は残高明細表等と整合して作成されているものと認める。

利害関係

社会福祉法人 賛育会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上